

平成 21 年 2 月 定例会（第 292 回）
3 月 25 日

[今井光子議員反対討論及び意見](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

六議案に対する反対討論、一議案については意見

平成21年 2月 定例会（第292回）

平成二十一年

第二百九十二回定例奈良県議会会議録 第七号

二月

平成二十一年三月二十五日（水曜日）午後一時二分開議

出席議員（四十四名）

一番	小林茂樹	二番	藤井 守
三番	井岡正徳	四番	浅川清仁
五番	岡 史朗	六番	大国正博
七番	尾崎充典	八番	藤野良次
九番	宮本次郎	一〇番	松尾勇臣
一一番	上田 悟	一二番	山本進章
一三番	中野雅史	一四番	田中惟允
一五番	畠 真夕美	一六番	森山賀文
一七番	森川喜之	一八番	高柳忠夫
一九番	中野明美	二〇番	山村幸穂
二一番	岩田国夫	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	粒谷友示
二七番	丸野智彦	二八番	岩城 明
二九番	藤本昭広	三〇番	田尻 匠
三一番	今井光子	三二番	田中美智子
三三番	國中憲治	三四番	中村 昭
三五番	辻本黎士	三六番	米田忠則
三七番	新谷紘一	三八番	出口武男
三九番	秋本登志嗣	四〇番	小泉米造
四一番	服部恵竜	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

- 一、平成二十一年度議案、議第一号から議第三十七号、及び平成二十年度議案、第百五号から議第二百二十九号、報第二十五号及び報第二十六号
 - 一、意見書等決議
 - 一、追加議案の上程と同採決

一、議員派遣の件

○議長（川口正志） これより本日の会議を開きます。

○議長（川口正志） この際、お諮りします。

意見書等決議、追加議案の上程と同採決並びに議員派遣の件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（川口正志） 初めに、地方自治法第二百一条の規程により、理事兼危機管理監の出席を求めていますので、ご了承願います。

△奈議第三十四号の五

平成二十一年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾殿

県議会議長 川口正志

第二百九十二回二月定例県議会への出席要求について

二月定例県議会（平成二十一年三月二十五日開会）に説明のため、下記の者の出席を要求します。

記

理事兼危機管理監

○議長（川口正志） 次に、平成二十一年度議案、議第一号からを議第三十七号、並びに平成二十年度議案、議第百五号から議第二百二十九号、報第二十五号、及び報第二十六号を一括議第とします。

まず、予算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。――二十三番安井宏一議員。

◆二十三番（安井宏一） （登壇） 予算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、去る三月十一日の本会議において設置され、付託を受けました議案、すなわち「平成二十一年度奈良県一般会計予算」、「平成二十一年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算」案ほか十三特別会計予算案及び条例その他の議案並びに「平成二十年度奈良県一般会計補正予算（第四号、第五号）」、「平成二十年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算（第二号）」案ほか二特別会計補正予算案及びその他の議案について、議会の持つ審査・監視機能の重要性を踏まえ、知事をはじめ関係理事

者の出席のもと、六日間にわたり鋭意調査並びに審査を行ったところであります。その経過と結果の概要につきまして、順次申し述べることにいたします。

まず、平成二十一年度一般会計及び特別会計予算案、すなわち議第一号から議第十五号並びに平成二十年度一般会計補正予算（第四号）案、すなわち議第百五号について申し上げます。

景気の後退が県税収入の大幅な落ち込みをはじめとして、県政にも深刻な影響を及ぼしていますが、こうした困難な状況の中、奈良をよくするという強い思いを具体化するため、県庁力、連携力、継続力、公開力を二十一年度の県政運営の基本方針とし、その基本方針のもと、百四十万の県民が奈良で生き生きと暮らし、奈良で生き生きと働くこと、そして多くの人々が奈良を訪れ、奈良を楽しむことを、県政が目指す方向として掲げられました。この実現に向け、経済活性化とくらしの向上を二本柱として、企業立地と県内企業の活性化、平城遷都一三〇〇年祭と国営公園化を契機とした観光振興、県内消費の拡大と雇用促進、農林業の振興、医療の充実、福祉の充実、健康、教育力の充実、防犯・防災・交通事故対策、循環型社会・景観・人権、中南和・東部地域の活性化の推進という重点課題に積極果敢に取り組み、また、効率的・効果的な基盤整備、行政運営の効率化と財政の健全化、協働の推進及び市町村の支援という三つの取り組みによりこの二本柱を支えることとされました。

以上の考えをもとに予算編成に臨み、県政重点課題推進枠の活用などにより、県民ニーズを踏まえた効果的な施策を重点的に実施し、また、国の二次補正予算を活用して二十一年度の当初予算と二十年度の補正予算を一体的に編成し、金融・経済情勢の変化や雇用状況の悪化に対応する施策を積極的に展開することとされたところです。

その結果、平成二十一年度の当初予算と二十年度の補正予算（第四号）を合わせた一般会計の総予算案規模は、四千七百五十九億四千九百万円、二十年度当初予算に対して三・七%の増となり、六月補正を編成した平成十九年度を除くと、平成十三年度以来八年ぶりの増加となりました。

また、職員定数の削減や自主的な給与抑制措置の継続による人件費総額の抑制をはじめとして、いわゆる埋蔵金と呼ばれる特別会計繰越金や土地開発基金の残高を一般会計に繰り入れるなど、歳入歳出全般にわたり財政健全化に向けた取り組みを強力に推し進め、収支不足額を圧縮したことにより、財政調整基金及び県債管理基金の取り崩しゼロを実現され、県政諸課題への積極的な取り組みとあわせて、評価に値するところであります。

また、平成二十一年度の残余の議案、すなわち、議第十六号から議第三十七号、並びに平成二十年度の議第百六号から議第百十二号についてであります。これらは主として、予算案に関連して、当面必要とする条例の制定及び改正案等であり、いずれも適切なものであるとの結論に達しました。

次に、平成二十年度の残余の議案、すなわち、議第百十三号から議第百二十九号、報第二十五号及び報第二十六号について申し上げます。

議第百十三号から議第百十六号の一般会計及び特別会計補正予算案については、事業の執行を見通した減額補正を行う一方、これにより生じた不用額の一部を将来の財政運営に備え財政調整基金及び県債管理基金に積み立てるなど、所用の措置を講じられたものであります。

また、議第百十七号から議第百二十九号、報第二十五号及び報第二十六号は、条例の改正案等及び請負契約の締結など、いずれも適切な措置であるとの結論を得たところであります。

次に採決の結果を申し上げます。

平成二十一年度議案、議第一号、議第十八号、議第二十号、議第二十三号、議第三十四号及び平成二十年度議案、議第百十三号については賛成多数をもって、また、残余の議案、すなわち平成二十一年度議案、議第二号から議第十七号、議第十九号、議第二十一号、議第二十二号、議第二十四号から議第三十三号、議第三十五号から議第三十七号並びに平成二十年度議案、議第百五号から議第百十二号、議第百十四号から議第百二十九号及び報第二十五号については、全会一致をもっていずれも原案どおり可決または承認することに決しました。また、報第二十六号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

さらに、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳がありました事項のうち、理事者の答弁によりおおむね了承されました事項については、本報告で申し上げることを省略することといたしました。

なお、次に列挙する事項については、これらが実現されるよう強く要望するものであります。

一 県民の財産である県有資産について、県民の利用に供すること、県の事業で利用すること、地域活性化のために民間の利用に供することなど、いろいろな方策を検討し、有効に活用されたいこと。

一 どのような奈良県にしたいのか、県はどのような仕事をしているのかを県民に理解してもらい、県政に関して共通の認識に立つために、県の予算や取り組みなどについてわかりやすい情報発信に努められたいこと。

一 公用車について、地球環境を守るという観点から、環境にやさしいエコカーの導入や、燃費にすぐれ環境負荷の少ない軽自動車への転換に積極的に取り組まれたいこと。

一 平成二十年度決算から財政健全化法による健全化基準が本格適用されるが、本県の市町村の財政状況は全国の中でも非常に厳しい状況であることから、県内での行政サービスにばらつきができないよう、市町村に対して助言や調整を行われたいこと。

一 過疎地域においては、集落機能の低下や生活交通の問題など多くの課題を抱え、維持存続が難しくなっている集落があるため、その実態を十分にくみ取り、自立活性化に向け、的確に施策へ反映されたいこと。

- 一 平城遷都一三〇〇年祭をあそび心のあるさまざまな企画や、マスコットキャラクターであるせんとかんを幅広く活用することにより盛り上げ、多くの方が奈良に来たいと思えるような魅力ある祭りにされたいこと。
- 一 乳幼児医療費助成制度は、通院も含め三歳から就学前まで拡大されたが、小さな子どもを持つ若い世代が病院に行けないという状況をつくらないために、全国の実態も踏まえ、窓口での無料化を検討されたいこと。
- 一 福祉のまちづくりを進めるため、鉄道事業者や市町村と連携し、鉄道駅のバリアフリー化に積極的に取り組まされたいこと。
- 一 がん対策として、がん登録を進めるとともに、放射線治療、緩和ケア対策、ホスピス等、患者や家族の負担を軽減し、安心して治療が受けられるような支援体制を充実されたいこと。
- 一 医師、看護師の不足をはじめとする医療の問題は、県としての努力を超えるような制度の問題があると思われる。奈良県の医療問題は全国的にも関心を持たれており、地域医療が成り立っていくように知事が地方の代表として必要な制度の改正等を政府に要望されたいこと。
- 一 景観条例により、既存の法律で守られていない地域においても、奈良らしい景観を守り、企業、県民の協力を得ながら、奈良に来た人が癒しを感じられるような景観をつくらされたいこと。
- 一 商店街の振興策については、県内商店街のさまざまな問題点を十分に分析して取り組まされたいこと。また、企業誘致についても、企業が立地する可能性や誘致に有利な奈良県の特性をよく見て取り組まされたいこと。
- 一 経済情勢の悪化から企業誘致は厳しい状況であるが、条件のすぐれた敷地をすぐに推薦できるよう、企業立地適地の創出・確保にスピード感を持って取り組まされたいこと。
- 一 厳しい状況にある食肉流通センターの運営については、経営改革等検討委員会の提言に沿って四年間で経営改善を達成するため、一年ごとに進捗を確認し、食肉公社、食肉会社へ適切に指導されたいこと。
- 一 農作物等への鳥獣被害が増大している現状を踏まえ、的確な被害防止対策に取り組まされたいこと。
- 一 森林環境税を活用した間伐を一層推進するとともに、地球温暖化の防止のために、間伐材のエネルギー源としての利用促進に取り組まされたいこと。
- 一 水質が全国ワーストと言われる大和川について、支川ごとの汚濁の原因を明らかにし、市町村、地元住民の協力を得て、下水道などのハード整備とともに、住民みずからの活動などあらゆる手だてを講じて、水質改善に取り組まされたいこと。
- 一 昨年、国営公園として整備することが決まった平城宮跡に続き、飛鳥京、平城京と並んで奈良の三都の一つである藤原京についても、飛鳥・平城宮跡と一体となった国営公園化に向けて引き続き取り組まされたいこと。

一 本県で開催される二〇〇九近畿まほろば総体は、県民の関心や認識がまだ低いと思われることから、県内全体で開催の機運が盛り上がり、広がるよう、開催に向けてさらなる広報活動に努められたいこと。

一 警察本部の情報漏洩という不祥事については、県民の信頼を回復するためにも、事件の全容解明を行い、内部のチェック体制を強化するなど、再発の防止に努められたいこと。

一 人口の減少、節水意識の向上や企業の地下水利用の実情から、今後の水需要の減少が予想されることから、水需要の拡大につながるよう、料金制度も含めて県営水道の有効活用について検討されたいこと。

一 四月に東京日本橋にオープンする奈良まほろば館を積極的に活用し、首都圏での各種の情報発信を行うとともに、ふるさと応援寄付金の首都圏でのPRについても積極的に取り組まれたいこと。

一 平城遷都一三〇〇年祭の会場や県内各地で行われるさまざまなイベント・スポーツなどの開催場所から県内の観光地へつないでいけるよう、奈良にどの経路から進入してきてもわかりやすい観光地案内や道路標識などを整備されたいこと。

一 地域の活性化のために協働は欠かせないものであるが、がん対策などの医療分野においても行政や医療関係者だけではなく、財界、議員、メディアや市民を巻き込んだ協働の推進により総合的な対策がとられるよう、仕組みづくりを進められたいこと。

一 明日香村の風致景観については、古都保存法等の規制により守られてきたが、地域の現状を踏まえて、駐車場の造成及び資材置き場の規制緩和について、第四次明日香村整備計画の策定とあわせて国と十分に協議されたいこと。

一 いつ、だれがなるかも知れない犯罪被害者に対して、きめ細かな支援が行われる社会の実現に向けて一層の努力をされたいこと。また、犯罪被害者支援センターの運営等への支援に取り組まれたいこと。

一 二酸化炭素の低減、地球温暖化防止の観点から、信号機と同様、道路や歩道、トンネル、県庁舎の照明設備を長寿命で、エネルギー効率が高く、環境負荷の少ないLEDに切り替えるよう一層の取り組みをされたいこと。

以上、予算審査特別委員会の審査の結果であります。知事並びに理事者におかれてましては、委員会での議論を踏まえ、県民の立場に立って、行政サービス向上並びに県政発展に最善の努力をされんことを期待し、委員長報告といたします。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、去る十二月定例会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。一一五番岡史朗議員。

◆五番（岡史朗） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、

引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、厚生委員長の報告を求めます。――三番井岡正徳議員。

◆三番（井岡正徳） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。――三十四番中村昭議員。

◆三十四番（中村昭） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち最近の経済の動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきましては、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、建設委員長の報告を求めます。――二十一番岩田国夫議員。

◆二十一番（岩田国夫） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 次に、文教委員長の報告を求めます。――二十九番藤本昭広議員。

◆二十九番（藤本昭広） （登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、議会閉会中の審査事件につきまして調査並びに審査をいたしてまいりましたが、当面する諸問題のうち学校教育及び社会教育の充実・振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川口正志） 委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、三十一番今井光子議員に発言を許します。――三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子）（登壇）私は日本共産党を代表して、六議案に対する反対討論、及び一議案については意見を述べさせていただきます。

県民の暮らしと営業は、アメリカ発の国際経済危機のもとで急速な景気悪化が起こり、深刻な打撃を受けています。景気悪化の背景には、財界、大企業優先で、中小企業や雇用、社会保障を切り捨て、格差と貧困を広げてきた政治の行き詰まりがあります。雇用対策と経済の活性化で内需を拡大し、社会保障の拡充で家計を応援する政策の転換こそが今求められています。

ところが、平成二十一年度予算は相変わらず大企業優先、開発優先になっています。企業誘致の助成金は昨年支出ゼロでしたが、さらに九億円に増額。ホテル誘致のために県民に断りなく警察署を移転して、ホテルと一体化で大型の開発計画をつくる。採算の見通しのない学研第二工区の開発も推進の方向です。県民の声を聞かずに進めるやり方も問題です。庁舎移転など、利用者の意見を聞くべきです。

いよいよ来年に迫った国策事業と位置づけた平城遷都一三〇〇年祭は、百億円の協会予算さえ二十億円の民間の寄付のめども難しく、パークアンドバスライド駐車場では二十億円もの建設費の投入。また、これに合わせて平城宮跡の国営公園化も急いでおり、近鉄線の移設・地下化を検討する予算は世界遺産の地下埋蔵文化財を消滅の危険にさらすおそれもあり、世界遺産を守るべき立場の奈良県がやることではありません。また、新公会堂と奈良公園館を一体としてレストランにリニューアルするのに四億円もかけるなど、県民の納得を得られるものではありません。

市町村は財政難で大変です。とりわけ、過疎地では限界集落が百十五カ所もあり、バスも一日おきしか来ない、集会所の管理もできない。鳥獣被害で、せつかくの農作物も猪や鹿の残りを食べているような状況で、日常生活の維持すら困難を抱えています。来るか来ないかわからないようなホテルや大企業の誘致、いつかのイベントに多大な予算を使うことを見直し、緊急に必要なところに使うべきです。

県民の暮らしの分野では、医師確保対策の充実や妊産婦健診の十四回の無料化など評価できる点もありますが、高い国民健康保険料や介護保険の改善を求める要望、四億円あれば実現できる乳幼児医療の窓口無料化、少人数学級の要望にこたえていません。

よって、議第一号一般会計補正予算に反対いたします。

議第十八号、一般職員の給与の一律カットに反対します。

議第二十号、看護師確保など一部定数増もありますが、これ以上の定数削減には反対いたします。

議第二十三号、手数料条例は、生命保険の診断書料の大幅な引き上げなど、教職員免許法による更新講習手数料新設に反対します。

議第三十四号、国土利用計画については、自然と調和する県土利用とのことですが、経済活性化のために産業立地を進めるとして、京奈和自動車道をはじめとする道路整備網、リニア中央新幹線の誘致促進など、開発型の計画を進める立場であることから反対します。

議第百十三号、平成二十年度一般会計補正予算につきましては、東部山間広域農道繰り越しは相当の年数を要しておりますが、緊急に必要とされる状況ではなく、計画は中止すべきとの立場で反対いたします。

議第百十九号、青少年の家条例の廃止は、青年の社会活動を促す施設はもっと必要であり、今後議論が必要であるとの意見をつけて賛成いたします。

以上で討論を終わります。

○議長（川口正志） 次に、三十七番新谷紘一議員に発言を許します。――三十七番新谷紘一議員。

◆三十七番（新谷紘一）（登壇）自由民主党を代表いたしまして、上程中の全議案に賛成する立場から討論を行います。

知事は、今定例会の冒頭、奈良の未来をつくるという意味と、そのための投資を積極的に行う予算案であると力強く表明、また我が党の出口議員の代表質問に対し、県政の目指す方向性を明らかにし、主体的に奈良の未来をつくるということをはっきりと予算に形としてあらわしたものと強調されたところであります。

このことを念頭に予算案を検証してみますと、ここ数年、県予算は減少の一途をたどっていましたが、まず数字の面では、平成二十年度の補正予算第四号を含む一般会計の総予算規模が対前年度比で三・七%の増となっていることもさることながら、義務的経費を対前年度〇・五%抑制しつつ、投資的経費は〇・三%増となっているなど、知事の積極的な姿勢のあらわれであると考えるところであります。

施策の面では、経済活性化と暮らしの向上を二本柱に、十項目に及ぶ重点課題に対しては、目標をできる限り具体的な数字であらわし、その実現に向けどのような方向で施策を行うのかを明確にし、意欲的に取り組もうとする姿勢が見てとれます。

個々の施策につきましては、経済活性化では、土地利用形態の転換などにより、企業立地に適した用地の創出・確保を図るとともに、西名阪自動車道スマートインターチェンジなど、立地環境を向上させるための基盤整備にも積極的な取り組みがなされております。また、消費の拡大と雇用促進を図るため、新たなまちづくりと一体となった商業振興に取り組むほか、国の二次補正予算を活用するなど雇用対策にも力を注がれています。加えて、農林業の分野では、マーケティング戦略といった販売面を重視した取り組みも予定されています。さらに、平城遷都一三〇〇年祭を契機に奈良の観光を大きく飛躍させるべく、魅力の向上、オフシーズン対策をはじめとして、さまざまな新規の取り組みが計上されております。

経済の活性化は直ちに効果が出るとは限りませんが、各施策は、将来の奈良県経済が力強くなっていくという期待を抱くことができるものであると評価しています。

暮らしの向上では、地域医療の方向性の最終的な取りまとめについては、医師・看護師確保への取組、県立病院への経営支援の強化をはじめとして、医療の充実に向け直ちに取組むべき項目については予算に計上されています。福祉サービスについては、これを支える人材・施設・在宅ケアの充実に力を入れるとともに、だれもが住みなれた地域で暮らすための体制整備や子育て支援の充実なども重点的に取り組まれています。

また、スポーツの促進や食生活の改善による健康長寿の県づくりへの積極的な取り組みも見られるところであります。教育では、全国的な調査の結果に基づき、本県の児童・生徒の弱点とも言うべき体力と規範意識の向上への取組や、暮らしの安全・安心を確保するため、防犯面での体制強化、地域の防災力の向上をはじめとする防災・危機管理について、さらに、有機性資源の利活用や水の循環といった新たな視点での環境問題への取り組み、景観づくりへの取り組みなどにも配意し積極性がうかがえます。

暮らしの向上に関する一連の取り組みが着実に実行されることにより、県民生活が安全で安心できるものになること、また、住む人にも訪れる人にも快適さと心地よさを味わってもらえるようになることが大いに期待できるところであります。

このほか、中南和・東部地域の振興について、将来を見据え、新規の施策展開が図られているところであります。

また、来年に控えた平城遷都一三〇〇年祭については、財政厳しい中、成功に導くため、パークアンドバスライド駐車場整備をはじめとする渋滞対策及び関連イベントを積極的に展開されようとしております。

一方、県営プール跡については、ホテル誘致を平城遷都一三〇〇年祭に間に合うようにとのことで進められていたが、また代官山iスタジオについても、売却後、県立医科大学附属病院及び県立病院施設整備基金として積み立てようとしております。予定どおりに進んでおりませんが、いずれも大切な施策であり、県民の財産であるという視点からも、方針どおり進められ、成果が得られるよう期待します。

時間がありませんので飛ばします。

先般、過去の不適正な経理処理について調査結果などを公表されました。このようなことは二度とあってはならないことであり、再発防止策を示されたところでありますが、徹底した取り組みが求められるところであります。予算の執行に当たっては、施策目的の達成に向け、適正・公正な経理処理に努められることを要請しておきます。

最後になりましたが、我が自由民主党といたしましても、厳しい経済雇用情勢の中、地域の発展と生活の安全安心を目指して、県民が我々に託した使命にしっかりとこたえるべく、議会活動に精いっぱい取り組む所存であります。

先ほどの安井予算審査特別委員長報告どおり、厳しい財政状況の中、知事より提案のありました全議案について評価するとともに、賛成討論といたします。

時間をオーバーいたしましたがお許しください。ありがとうございました。

○議長（川口正志） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

平成二十一年度議案、議第一号、議第十八号、議第二十号、議第二十三号、議第三十四号、及び平成二十年度議案、議第百十三号について、起立により採決します。

以上の議案を、予算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案六件については、予算審査特別委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

平成二十一年度議案、議第二号から議第十七号、議第十九号、議第二十一号、議第二十二号、議第二十四号から議第三十三号、議第三十五号から議第三十七号、並びに平成二十年度議案、議第百五号から議第百十二号、議第百十四号から議第百二十九号、報第二十五号、及び報第二十六号については、予算審査特別委員長報告どおりに、議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおりに、それぞれ決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ委員長報告どおり決しました。

○議長(川口正志) 次に、十二番山本進章議員より、意見書第一号、障害者虐待防止に関する法律の早期制定を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、山本進章議員に趣旨弁明を求めます。――十二番山本進章議員。

◆十二番(山本進章) (登壇) 意見書第一号、障害者虐待防止に関する法律の早期制定を求める意見書(案)につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第一号

障害者虐待防止に関する法律の早期制定を求める意見書(案)

家庭において介護が必要な障害者を放置したり、施設内で障害者に暴力を振るうなどの虐待が全国で発生している。

また、本県においては、住み込み就労をしていた知的障害者が長年にわたって障害基礎年金を横領されるという大橋製作所事件が発生した。

障害者自立支援法の施行により、障害者の地域移行及び就労移行への支援は、これまでに以上に重点が置かれ、ノーマライゼーションの実現に向けて、様々な施策が実施されているところである。

しかしながら障害者が地域において安心して暮らし、働き続けることのできる社会をつくり、真のノーマライゼーションを実現するためには、障害者の権利がしっかりと守られる環境が整備されなければならないことは多くの言を要さないところである。

子どもや高齢者に対する虐待防止については、児童虐待防止法や高齢者虐待防止法が制定され、その結果、虐待を発見した者の通告義務により早期発見と対応、さらには養護者への支援対策が可能になるなど、虐待防止と救済対策が大きく前進したところである。

一方、障害者については、過去に知的障害者施設で発生した虐待事件などを契機に各方面で防止対策の取り組みが行われたものの、法制化には至っていない。

権利侵害は、軽度のものから連続的に悲劇的なものとなっていく場合が多く、初期の段階で対応することが大切であるが、家庭や施設などの閉ざされた場所で行われる障害者に対する虐待は、顕在化し難いことから、虐待の早期発見や通報の義務化など、虐待防止の機運を高め、社会全体として虐待防止に取り組むための法整備が強く望まれるところである。

よって、国におかれては、障害者への虐待という重大な権利侵害は決して許されないという理念を明確にし、障害者の虐待防止と救済に実効ある規定を盛り込んだ、障害者虐待防止に関する法律を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年三月二十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川口正志） 十番松尾勇臣議員。

◆十番（松尾勇臣） ただいま山本進章議員から提出されました意見書第一号、障害者虐待防止に関する法律の早期制定を求める意見書（案）に賛成いたします。

○議長（川口正志） 十五番畠真夕美議員。

◆十五番（畠真夕美） ただいま山本進章議員から提案されました意見書第一号、障害者虐待防止に関する法律の早期制定を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第一号については、十二番山本進章議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（川口正志） 次に、三十番田尻匠議員より、意見書第二号、公契約に関する基本法の制定を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、田尻匠議員に趣旨弁明を求めます。――三十番田尻匠議員。

◆三十番（田尻匠） （登壇）意見書第二号、公契約に関する基本法の制定を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第二号

公契約に関する基本法の制定を求める意見書（案）

厳しい財政状況を背景に国や地方自治体では、公共サービスの効率化、コストダウンが求められている。このようななか、公共工事や委託事業などの公契約の価格は、過当競争と相まって低価格・低単価の契約や受注が増大している。このため、受注先である民間企業の経営悪化と労働者の賃金・労働条件の著しい低下を招くという問題が生じている。

さらに、業務委託にかかる人件費は、物件費として扱われるため、労働基準法や最低賃金法等が遵守されているかどうか、発注者には関与しにくい構造となっており、委託業務を担う労働者は、社会保険の不適用、賃下げや解雇の脅威にさらされている。

こうした状況を打開し、真の豊かさを実感できるよりよい社会を実現するためには、不公正な取引関係を改善するとともに、公正労働基準の確保や労働関係法の遵守、社会保険や労働保険の全面適用を徹底させることが必要である。さらに、男女共同参画社会の構築や障害者雇用の促進など、社会的価値を高めるため積極的に施策を講じることが求められている。また、ILO九十四号条約（公契約における労働条項に関する条約）を早期に批准するとともに地域における公契約条例の制定に向けた環境整備のために公契約基本法の制定が急務である。

よって、国におかれては、次の事項を早期に実施されるよう強く要望する。

1 良質な公共サービスの安定的提供とその事業に従事する者の労働条件の改善、ならびに職場の安全の確保のため、公契約に関する基本法を早期に制定すること。

2 公契約に関する基本法を制定する際には、公正労働基準と労働関係法の遵守、社会保険の全面適用等を公契約の必須要件とすること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年三月二十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（川口正志） 一番小林茂樹議員。

◆一番（小林茂樹） ただいま田尻匠議員から提案されました意見書第二号、公契約に関する基本法の制定を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） 四十三番梶川虔二議員。

◆四十三番（梶川虔二） ただいま田尻匠議員から提案されました意見書第二号、公契約に関する基本法の制定を求める意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二号については、三十番田尻匠議員の動議のとおり決することにござ異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（川口正志） 次に、二十八番岩城明議員より、意見書第三号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、岩城明議員に趣旨弁明を求めます。――二十八番岩城明議員。

◆二十八番（岩城明） （登壇）意見書第三号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第三号

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）

現在の日本社会は、年金・医療・福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバル化による国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負（派遣）」などに象徴されるような「働いても十分な生活が維持できない」「働きたくても働く場所がない」など困難を抱える人々が増大するなど、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増している。

このような中、NPOやボランティア団体など様々な非営利団体が、住みやすい地域社会の実現をめざし活動している。この一つである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けている。

しかしながら、これらの活動をさらに活発にしていくためには、社会的理解や法制度を整備していく必要がある。すでに、世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方＝労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されている。

日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、一万を超える団体がこの法制度化に賛同している。また、国会では超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まっている。

だれもが希望と誇りを持ち、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくり、人や社会とのつながりを感じることが出来る協同労働は、市民主体のまちづくりを

創造するものであり、働くことに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものである。

よって、国におかれては、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」を速やかに制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年三月二十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川口正志） 十四番田中惟允議員。

◆十四番（田中惟允） ただいま岩城明議員から提案されました意見書第三号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） 三十二番田中美智子議員。

◆三十二番（田中美智子） ただいま岩城明議員から提案されました意見書第三号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第三号については、二十八番岩城明議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（川口正志） 次に、四十番小泉米造議員より、意見書第四号、診療報酬のオンラインによる請求の義務化に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、小泉米造議員に趣旨弁明を求めます。――四十番小泉米造議員。

◆四十番（小泉米造） （登壇）意見書第四号、診療報酬のオンラインによる請求の義務化に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第四号

診療報酬のオンラインによる請求の義務化に関する意見書（案）

わが国は、世界第一位の長寿国となった。このことは、世界に誇れる国民皆保険制度のもと、医師、医療関係者の長年の努力により質の高い医療が提供され、国民の健康が守られてきたことによるものである。しかし、近年、医療機関はたび重なる診療報酬のマイナス改定や医師、看護師の不足などにより、その経営は厳しさを増し、危機的状況に陥ると

ともに、医療従事者は疲弊しており、閉院や廃院に追い込まれる状況となっている。こうした中、医療機関が保険診療を行った際に提出する診療報酬請求書・明細書（レセプト）について電子的手法を用いたオンラインによる請求の導入が決定され、レセプト作業業務を電算化していない小規模な保険医療機関等を除き、平成二十三年四月からは、全ての医療機関にオンライン請求が義務化されることとなった。このことにより、審査業務の効率化が進展する一方で、地域で開業している医師の中には、これに対応できず、廃院を考える医療機関等が出てくることも予想され、地域医療の崩壊につながるおそれが心配される。

また、オンライン化に伴う個人情報等のセキュリティ対策など、実現に向けては、対応すべき課題も指摘されている。

よって、国におかれては、地域医療を担っている保険医療機関等が、引き続き医療の提供ができるよう、オンラインシステムの導入に当たっては、一律義務化ではなく、環境整備への対応が困難な保険医療機関等にも配慮し、きめ細やかな措置をとるなど、無理の推進を強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年三月二十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（川口正志） 五番岡史朗議員。

◆五番（岡史朗） ただいま小泉米造議員から提案されました意見書第四号、診療報酬のオンラインによる請求の義務化に関する意見書（案）に賛成いたします。

○議長（川口正志） 十七番森川喜之議員。

◆十七番（森川喜之） ただいま小泉米造議員から提案されました意見書第四号、診療報酬のオンラインによる請求の義務化に関する意見書（案）に賛成いたします。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第四号については、四十番小泉米造議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（川口正志） 次に、二十二番神田加津代議員より、決議第一号、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する決議の動議が提出されましたので、神田加津代議員に趣旨弁明を求めます。――二十二番神田加津代議員。

◆二十二番（神田加津代）（登壇）決議第一号、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する決議（案）につきましては、決議案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

決議第一号

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する決議（案）

今、我が国の社会は、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない非正規雇用者が大幅に増加する一方で、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害する正規雇用者が増加するなど、働き方の二極化が進む中で、様々な問題に直面している。

特に、長時間労働や過重労働などの問題は、単に働く人たちの心身への影響に止まらず、育児や介護などの家庭生活との両立の困難さ、地域社会の担い手不足、少子化の進展など多くの課題にも波及しており、大きな社会問題となっている。

そうした中、社会全体で、健康で目標を持ち、生き生きと働き続けることができる仕組みづくりが求められており、安心して妊娠・出産・育児ができ、介護・医療を受けられるなど、家庭生活を安定させるための施策を充実させることが喫緊の課題である。

同時に、職業能力を身につけることを支援し、生涯学習や地域活動にも積極的に参加することなど、仕事上の責任を果たすとともに子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択、実現できる社会を目指すことが重要である。

よって、本県議会は、県においてもその実現に向けて、憲章及び行動指針を踏まえ、県民の理解や合意形成を図りながら、仕事と生活の調和の実現に向けて努力している企業への支援、医療・保育や介護サービスの充実など、より積極的な施策を推進し、地場産業等中小零細企業にも十分配慮するなど、地域の実情に即した更なる取り組みを推進するよう強く求める。

以上、決議する。

平成二十一年三月二十五日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川口正志） 八番藤野良次議員。

◆八番（藤野良次） ただいま神田加津代議員から提案されました決議第一号、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する決議（案）に賛成いたします。

○議長（川口正志） 二十五番荻田義雄議員。

◆二十五番（荻田義雄） ただいま神田加津代議員から提案されました決議第一号、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に関する決議（案）に賛成いたします。

○議長（川口正志） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

決議第一号については、二十二番神田加津代議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（川口正志） 次に、本日、知事から議案一件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第百七十八号

平成二十一年三月二十五日

奈良県議会議長 川口正志殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第百三十号 副知事の選任について

以上のとおり提出します。

議第百三十号

副知事の選任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十二条の規定により、下記の者を副知事に選任したいので、その同意を求める。

平成二十一年三月二十五日提出

奈良県知事 荒井正吾

記

窪田 修

○議長（川口正志） 次に、平成二十年度議案、議第百三十号を議題とします。

議案については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

次に、平成二十年度議案、議第百三十号「副知事の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

次に、橋本弘隆副知事のごあいさつがあります。

◎副知事（橋本弘隆） 議長並びに議員の皆様方の温かいご配慮をいただきまして、ごあいさつをさせていただく機会を設けていただき、誠にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

私はこのたび、お許しを得まして、今月末日をもって副知事を退任させていただくことといたしました。昭和三十八年に奉職以来、四十五年間余りにわたり、奈良県職員として大変お世話になりました。議員の皆様方をはじめ多くの方々のご指導、ご協力によりまして無事今日を迎えることができたものと、心から感謝をいたしております。

時にはおしかりを受けることもありましたが、常に優しくご指導をいただきました。きょう、このように満足感を持って退任のごあいさつができますのも議員の皆様方のおかげであり、これまで賜りましたご厚情に対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

副知事退任後は、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社の業務に専念するようにと仰せつかっております。これからも議員の皆様方には何かとお世話になることと存じますが、これまで同様、引き続きご指導をよろしくお願いいたします。

また、ただいま選任にご同意をいただきました窪田副知事に対しましても、私に賜りました以上のご厚誼をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますけれども、先生方におかれましては、どうか一層ご自愛の上、奈良県勢発展のためにご活躍いただきますよう祈念を申し上げまして、退任に当たりましての御礼の言葉とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（川口正志） 次に、ただいま副知事の選任同意を与えました窪田修総務部長のごあいさつがあります。

◎総務部長（窪田修） ただいま選任のご同意をいただきました。誠にありがとうございました。この上は、微力ながら県政発展のために全力を尽くしてまいりたいと思います。

議員の皆様方には一層のご指導とご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（川口正志） 次に、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第九十五条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

△議員派遣の件

平成二十一年三月二十五日

次のとおり議員を派遣します。

第六十回全国植樹祭

(一) 目的

豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深める。

(二) 場所

福井県福井市

一乗谷朝倉氏遺跡

(三) 期間

平成二十一年六月六日（土）～六月七（日）

(四) 参加者

中村 昭

○議長（川口正志） 以上をもって、今期議会に付議されました議案はすべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（川口正志） これをもって、平成二十一年二月第二百九十二回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（川口正志） （登壇）二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る二月二十七日に開会いたしました今定例会も、付議されました平成二十一年度予算案をはじめ条例の制定等の議案及び県政の重要課題について、終始熱心に調査、審議をいただき、上程された議案はすべて滞りなり議了し、ここに無事閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

これもひとえに議員各位のご協力のたまものと、心から感謝申し上げる次第です。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましても、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、新年度を間近に控え、皆様におかれましては公私ともにご多忙のことと存じますが、時節柄、どうぞ健康に十分ご留意いただき、県勢発展のため、一層ご活躍賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。閉会のごあいさつといたします。

◎知事（荒井正吾）（登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議の上、いずれも原案どおり議決または承認していただき、誠にありがとうございました。

本会議並びに予算委員会をはじめ各委員会の審議の過程でいただいたご意見、提言等につきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映させるよう努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後とも県勢発展のため一層ご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

△午後二時十六分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	川口正志
同 副議長	神田加津代
署名議員	丸野智彦
署名議員	岩城 明
署名議員	藤本昭広